

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

※お申し込みいただく前に必ずお読みください。

＜本旅行条件書の意義＞

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) 当旅行は、株式会社 Ampersand Japan（以下「当社」）が企画・実施する旅行であり、当旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社受託営業所（以下「当社ら」）にて所定の申込書（以下「申込書」）に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部として取り扱います。
- (2) 当社らは、電話、メール、ホームページによるお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、予約の承諾の旨を通知した後、当社らの振込案内に従って所定の期日までに旅行代金の全額をお支払いいただき受領されたとき、旅行契約は成立いたします。この期間内に旅行代金の全額の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 本条(1)～(2)にかかわらず通信契約の成立時期は、第 19 条の通信契約による旅行条件を適用し、第 19 条(3)の定めにより契約が成立します。

3. お申し込み条件

- (1) 旅行開始の時点で、12 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じないことがあります。また契約締結後であっても、旅行契約を解除することがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本条(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の 3 日前までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は所定の期日までに事前振込またはオンラインカード決済にてお支払いいただきます。事前振込の方はご予約確定後、当社らよりメールにて振込先の銀行口座をお知らせいたします。
- (2) 当社とお客様が第 19 条に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 10 条記載の交替手数料及び第

11 条に規定する取消料・違約料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。注釈のないかぎり普通席となります。）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
 - (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
 - (3) その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

前条のほか記載されていない諸費用や個人的な費用は旅行代金に含まれません。

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

9. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本条(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本条(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第 8 条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただく場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しされる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行他
1. 21 日目に当たる日以前の解除	無料	無料
2. 20 日目に当たる日以降の解除（3～7 を除く）	旅行代金の 20%	無料
3. 10 日目に当たる日以降の解除（4～7 を除く）	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
4. 7 日目に当たる日以降の解除（5～7 を除く）	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
5. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
6. 旅行開始当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
7. 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

12. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① お客様は、前条で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。
- ② お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 16 条(1)で掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
 - b. 第 9 条に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット・ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- ③ 当社は、本条(1) - ①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本条(1) - ②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻しいたします。

(2) 旅行開始後

- ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由によりパンフレット・ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③ 本条(2) - ②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① お客様が第 5 条に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第 11 条に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ② 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当社らのあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第 3 条の(11) - ①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前（日帰り旅行は 3 日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本条(1) - ①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本条(1) - ②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

(2) 旅行開始後

① 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が第 3 条の(11) - ①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

② 解除の効果及び払戻し

本条(2) - ①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

③ 本条(2) - ①の a、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④ 当社が本条(2) - ①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

14. 添乗員

- (1) 添乗員等の同行の有無はパンフレット・ホームページ等に明示いたします。
- (2) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
- (3) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。
- (4) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発の ご案内をいたします。）
- (5) 本条(4)の場合、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

15. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) 手荷物について生じた本条(1)の損害につきましては、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者 1 名につき最高 15 万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本条(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

16. 旅程保証

- (1) 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①から③で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 15 条(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ② 第 12 条及び第 13 条の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- ③ ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15% を乗じて得た額を上限とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1 件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、

「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5 第 4 号又は第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までの率を適用せず、第 8 号によります。

17. 特別補償

- (1) 当社は第 15 条(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第 15 条(1)の当社の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本条(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるものの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本条(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は営業所に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

19. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」）のカード会員（以下「会員」）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- (1) 本条でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 11 条に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内）をカード利用日として払戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第 11 条(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

20. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
- (2) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関・土産品店等及び手配代行者に対し提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

21. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (4) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- (5) 本条(4)の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社は、その係る費用の請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この旅行条件書は 2024 年 9 月の基準に基づきます。

(更新日：2024 年 9 月 1 日)